

## 「舟入高メール連絡網」実施要綱

広島市立舟入高等学校

### (趣旨)

第1条 学校行事や非常災害時において、学校からの連絡を希望する保護者に対し、携帯電話やパソコンのメール機能を用いたメール連絡サービスを実施する。

### (名称)

第2条 本事業におけるサービスの名称を「舟入高メール連絡網」と称する。

### (実施の主体)

第3条 本事業は、広島市立舟入高等学校PTA（以下「PTA」という）が実施する。

### (情報の提供先)

第4条 このサービスによる情報の提供は、広島市立舟入高等学校に在籍する生徒の保護者のうち、保護者自らが希望し、PTAが指定する方法により必要とする情報を登録した者（以下「会員」という）に行う。

### (実施内容)

第5条 PTAは、学校から情報の提供を受け、次の情報を提供する。ただし、緊急の場合は学校が直接情報を提供することを妨げない。

- ① 非常災害時の緊急連絡（荒天時における授業打ち切りに伴う一斉下校の通知など）
- ② 天候による学校行事（遠足、クラスマッチなど）の時間変更
- ③ 修学旅行等宿泊行事における行動内容や到着時刻などの変更
- ④ 不審者情報
- ⑤ その他、必要と思われる情報

### (情報の管理)

第6条 会員の情報管理は、PTAが契約する運営会社が行うこととし、登録により本校が得た個人情報については、法令等により開示が求められた場合を除き、第三者に提供、開示等を行わない。

### (実施経費)

第7条 本事業は、PTA会計の予算の範囲内において実施するものとし、運営会社との契約は1年ごとに更新するものとする。

### (記録管理)

第8条 提供する情報の記録管理は、運営会社が行うサービスのほか、別に定める帳簿等により管理し、当該情報の発信後1年を経過した日の属する会計年度の末日まで保存する。

### 附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

## 「舟入高メール連絡網」会員規約

### 第1（趣 旨）

広島市立舟入高等学校PTA（以下「PTA」という）が実施するメール連絡サービスの提供を受ける者が遵守すべき事項について定める。

### 第2（会員の定義）

広島市立舟入高等学校（以下「学校」という）のPTA会員のうち、会員自らが希望し、別に定める手続方法により必要とする情報を登録した個人とする。

### 第3（会員情報）

- 1 本システムは、委託会社との契約により、PTA及び学校は個人の住所・携帯電話番号・メールアドレス等が特定できない方法により構築する。なお、その他の情報については、法令等により開示が求められた場合を除き、第三者に提供、開示等を行わない。
- 2 会員は会員情報に変更が生じた場合には、登録内容の変更を行うものとする。変更の手続きを怠った結果、会員に不利益が生じる事があってもPTA及び学校は一切の責任を負わない。

### 第4（サービスの利用）

- 1 会員は、本規約に従ってサービスを利用し、「舟入高メール連絡網」実施要綱第5条に定める情報を不定期に受け取る。
- 2 本サービスの提供を受けるにあたって、別途かかる通信費用等については会員の負担とする。
- 3 会員が本規約に違反して、PTA又は学校に損害を与えた場合、会員は損害を賠償するものとする。

### 第5（サービスの停止）

- 1 会員が本規約に違反したとPTAが判断した場合には、本サービスの一部又は全部を停止する。また、本校が会員として不適切と判断した場合には該当する会員に事前に通知することなく、除籍することができるものとする。
- 2 PTA及び学校は、電気通信網の不通、契約業者のシステム不具合、その他やむを得ない事由が発生した場合は、会員に事前に通知することなくサービスを停止する。  
この場合、PTA及び学校は本条に基づくサービスの中止によって生じた会員の不利益についてはその責任の一切を負わない。

### 第6（退会）

会員は本サービスの退会を希望する場合、退会に必要な別途定める方法により手続きを行う。また、会員においてパソコン及び携帯電話によるメールの利用の契約が終了した場合も、本サービスの利用を同時に終了するものとする。

### 第7（免責事項）

本サービスによって提供される情報が万一実際とは相違する場合があつたとしても、PTAは一切の責任を負わない。

### 附 則

この規約は、平成26年4月1日から実施する。